

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（1/2）

「感染症対応の目安」におけるステージ：注意（黄）（令和5年3月10日時点）

3月13日からのおお願い（3月31日まで）

○マスクの着用について

- (1) **個人の判断に委ねることが基本**となりますが、マスクの着用は基本的には必要ありません。
- (2) **本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重**してください。
- (3) 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、下記の場面では、マスクの着用を推奨します。
 - ・医療機関を受診する時
 - ・高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問する時
 - ・混雑した電車やバスに乗車する時
- (4) 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方が通院等やむを得ず外出をする時には、マスクを着用してください。
- (5) 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されています。

○県民の皆さまへ

- (1) 3密の回避、十分な換気対策、こまめな手指消毒をはじめとした**基本的な感染防止対策を徹底**してください。
（特に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方）
- (2) 家庭内では、部屋の換気、共有部分の消毒、タオルや食器の共用を避けるなど、感染防止対策の徹底をお願いします。
- (3) オミクロン株に対応したワクチンを未接種の方のうち、12～64歳で基礎疾患をお持ちでない方については、**令和5年5月7日までに接種**をお願いします。5月8日から8月までの間、65歳以上の方などに接種対象者が限定されますので接種を希望される方はお急ぎください。
（令和5年度のワクチン接種については、別紙を参照してください）
- (4) 発熱などの症状がある方は、検査協力医療機関で受診いただくか、自己検査をお願いします。
- (5) **発生届の対象外となった方や自己検査で陽性となった方**は、必ず県が設置する「**陽性者フォローアップセンター**」への登録をお願いします。
- (6) 無症状でも感染不安のある方は、県が設置する検査会場や薬局等での**無料検査を積極的に利用**してください（3月末まで延長）。
- (7) 救急車を呼ぶか、病院を受診するか迷う場合には、**高知家の救急医療電話「#7119」を活用**してください。
- (8) 感染した際の自宅療養に備え、災害時と同様に、普段から食料や生活必需品などの備蓄をお願いします。
- (9) 発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ薬局等で抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬を購入しておくことを推奨します。
- (10) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。

○事業者の皆さまへ

- (1) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底していただくようお願いします。
- (2) 従業員の体調管理を徹底し、少しでも体調が悪い場合には**休暇を取得できる環境確保**に努めてください。
- (3) 感染や濃厚接触者となった従業員の職場復帰に当たっては、医療機関等の証明書を求めないようお願いします。

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（2/2）

「感染症対応の目安」におけるステージ：注意（黄）（令和5年3月10日時点）

3月13日からのお願い（3月31日まで）

1 会食について

- （1）多人数での会食など、感染防止の必要性が高い場合には、参加者全員について、「**3回目のワクチン接種歴の確認**」又は「**抗原定性検査による陰性確認（※）**」をした上で、実施することを推奨します。
- （2）飲食店を利用する際は、できる限り「**高知家あんしん会食推進の店**」の**認証店を利用**していただくようお願いします。
- （3）特に、飲酒の場などでの「**献杯・返杯**」や「**大声での会話**」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。

2 外出・移動について

- （1）重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と接する機会がある場合など、感染防止の必要性が高い場合には、事前に「**3回目のワクチン接種歴の確認**」又は「**抗原定性検査等による陰性確認（※）**」することを推奨します。
- （2）他県へ移動する際は、会食時の対応を含め**移動先の都道府県知事が出している要請に沿って行動**してください。

※ 県内にお住まいの方は、県が設置する検査会場等で無料の検査を受けることができます。

3 イベント等について

開催にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。

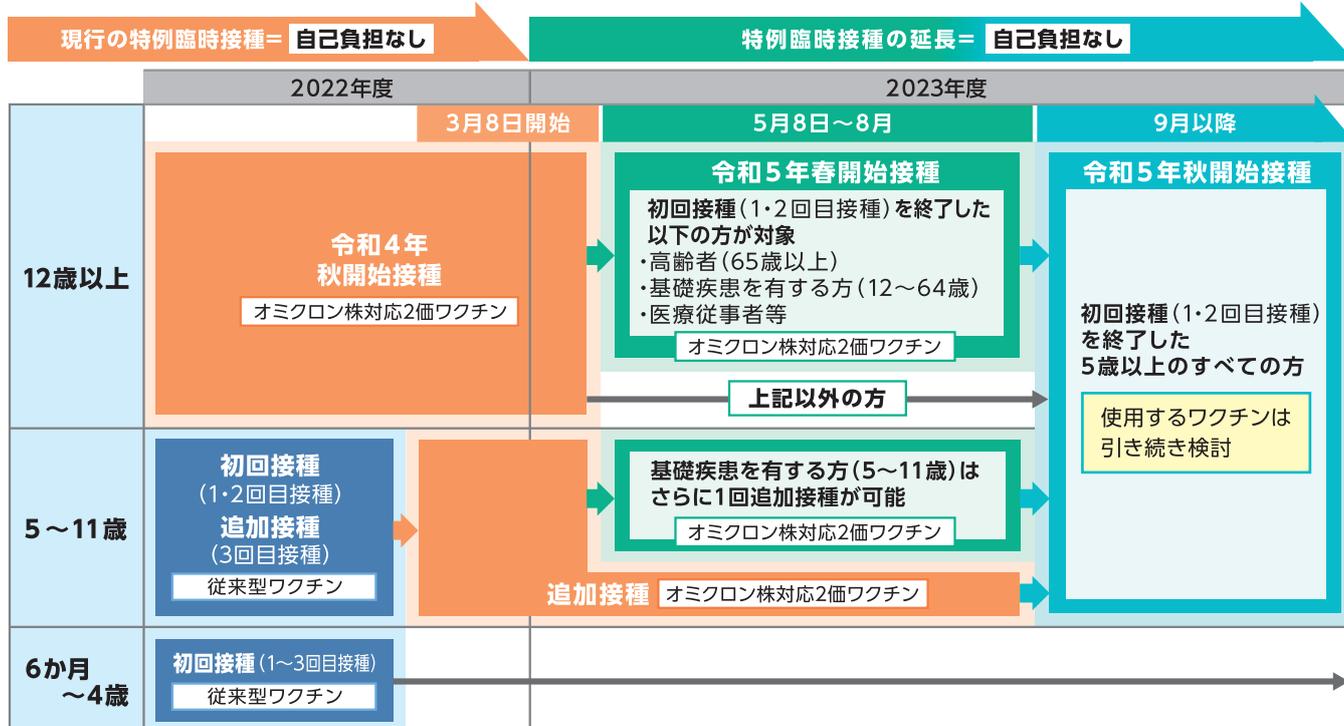
- （1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催については、県へイベント開催の2週間前までに「感染防止安全計画」を提出（※）してください。
※ 「**感染防止安全計画**」を策定し、**県による確認を受けたイベントの人数上限は、収容定員までかつ収容率の上限を100%とします。**
- （2）（1）以外は、「感染防止策チェックリスト」を作成してホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください（県への提出は不要）。



令和5年度も、すべての方に自己負担なしで 新型コロナウイルスワクチンを接種いただけます。



令和5年度における新型コロナウイルスワクチンの接種のイメージ



(※) 3月8日以降は追加接種にはオミクロン株対応2価ワクチンを用いることになります。

よくあるご質問

Q1. 65歳以上の高齢者は令和5年度は必ず2回ワクチンを接種しなければならないのでしょうか？

- A1. 65歳以上の高齢者の方など重症化リスクが高い方については、国の審議会において、ワクチンの効果や持続期間等を踏まえて通常、秋から冬に1回のところを、前倒しで1回追加することが望ましいとされました。
接種は義務ではなく個人の判断によるものですが、令和5年度は、春から夏の時期(5月8日～8月末まで)と秋から冬の時期(令和5年9月～)の2回の接種をお勧めしています。

Q2. なぜ5月から令和5年度の接種が始まるのですか？

最後にワクチンを打ってからどれくらい間隔をあけてワクチンを打てばよいですか？

- A2. 65歳以上の方には、春から夏の時期(5月8日～8月末まで)と秋から冬の時期(令和5年9月～)の2回の接種をお勧めしています。これは、新型コロナウイルスの流行が見込まれる時期等を勘案し、一定期間の間に、接種を行うものです。
ここ数年、年末年始に流行がみられることから、5歳以上のすべての方を対象として令和5年9月から年末までの間に令和5年秋開始接種を行うことに加え、ワクチンの重症化予防効果は高齢者等では6か月程度で低下すると報告もあることや、令和4年秋に開始された高齢者の方のオミクロン株対応2価ワクチンの接種のピークは令和4年11月～12月であったことから、高齢者の方等を対象に令和5年春開始接種を5月に開始します。
いずれの方についても、最終接種からの接種間隔は薬事上少なくとも3か月以上あけることとなっていますが、必ずしも3か月後に打つことをお勧めしているものではありません。接種を希望される方は、国が推奨している時期に接種を行うようにしましょう。

令和4年秋開始接種は令和5年5月7日で終了しますので、まだ令和4年秋開始接種を受けていない方のうち令和5年春開始接種の対象者でない方(健常な12歳以上65歳未満の方)は、令和4年秋開始接種を希望される場合には、必ず令和5年5月7日までに接種してください。

接種券については市町村ごとに対応が異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

